



平成 25 年 5 月 30 日

各 位

会 社 名 日本コンベヤ株式会社
代 表 者 代表取締役社長 西尾 佳純
(コード番号 6375)
問合せ先責任者 取締役管理本部長 石田 稔夫
(TEL. 072 - 872 - 2151)

内部統制報告書の訂正報告書の提出に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 28 日付「椿本興業株式会社との取引に係る決算訂正について」にて、お知らせいたしましたとおり、過去に提出いたしました有価証券報告書等の訂正作業を進めてまいりました。

本日、当該取引に関連する一連の決算訂正を反映させた過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を提出するとともに、金融商品取引法第 24 条の 4 の 5 第 1 項に基づき、内部統制報告書の訂正報告書を提出いたしましたのでお知らせいたします。

株主の皆様、お取引先様、投資家及び市場関係者の皆様をはじめ関係各位に、ご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

記

1. 訂正の対象となった内部統制報告書

- ① 第 61 期 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 21 年 3 月 31 日) 内部統制報告書
- ② 第 62 期 (自 平成 21 年 4 月 1 日 至 平成 22 年 3 月 31 日) 内部統制報告書
- ③ 第 63 期 (自 平成 22 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 3 月 31 日) 内部統制報告書
- ④ 第 64 期 (自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 3 月 31 日) 内部統制報告書

2. 訂正の内容

(a) ①第 61 期、②第 62 期および③第 63 期内部統制報告書の訂正内容は下記のとおりです。

3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価手続きを実施した結果、当事業年度末時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、重要な欠陥に該当すると判断しました。したがって、当事業年度末日時点において、当企業グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

当社は、椿本興業株式会社（以下「椿本興業」という）が平成 25 年 3 月 18 日付で開示した「当社従業員による不正行為について」に関して、椿本興業担当役員から当社取締役、不正行為が疑われる取引の一部（以下「当該取引」という）に当社との取引が含まれているとの連絡がありました。その内容把握のために同年 3 月 28 日に社内調査委員会（委員長：当社代表取締役社長 西尾佳純）を設置し、調査を実施しました。

同調査の結果、当社において首謀者あるいは共謀者であることを示す事実は発見されず善意の第三者と考えますが、当社装置システム部と椿本興業との取引の一部に実在性の無い取引が含まれていることが判明しました。椿本興業の社会的信用力から当該取引を受注したこと自体に合理性が無いとま

では言えないものの、結果的に不適切な取引を発見できなかった点につきましては、コンプライアンス上の重大な問題と認識しています。

これに伴い当社は、当該取引による過年度決算への影響額を調査し、過年度の決算を訂正するとともに、平成 20 年 3 月期から平成 25 年 3 月期第 3 四半期までの有価証券報告書、半期報告書及び四半期報告書について訂正報告書を提出しました。

これらの事実は、このような不適切な取引が未然防止あるいは発見できなかった点において、役職員のコンプライアンス意識が希薄であったこと、装置システム部における受注承認や与信管理、取引先の業況確認といった管理体制が十分に機能していなかったこと及びモニタリングが不十分であったことによるものです。

以上のことから、当社の全社的な内部統制及び業務プロセスに関する内部統制に重要な欠陥があったため、当該不適切取引が防止されず、かつ発見に遅れを生じさせたものと認識しています。

なお、上記事実は当事業年度末日後に発覚したため、当該不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。

当社は財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、社内調査委員会の調査結果及び提言を踏まえて以下の再発防止策を講じます。

- (1) 全役員、全社員のコンプライアンス意識の向上
- (2) 社内諸規程、手順書の整備
- (3) 社内管理体制の見直しと受注承認プロセスの見直し
- (4) 内部監査機能の強化

(b) ④第 64 期内部統制報告書の訂正内容は下記のとおりです。

3【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価手続きを実施した結果、当事業年度末時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、当事業年度末日時点において、当企業グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

当社は、椿本興業株式会社（以下「椿本興業」という）が平成 25 年 3 月 18 日付で開示した「当社従業員による不正行為について」に関して、椿本興業担当役員から当社取締役役に、不正行為が疑われる取引の一部（以下「当該取引」という）に当社との取引が含まれているとの連絡がありました。その内容把握のために同年 3 月 28 日に社内調査委員会（委員長：当社代表取締役社長 西尾佳純）を設置し、調査を実施しました。

同調査の結果、当社において首謀者あるいは共謀者であることを示す事実は発見されず善意の第三者と考えますが、当社装置システム部と椿本興業との取引の一部に実在性の無い取引が含まれていることが判明しました。椿本興業の社会的信用力から当該取引を受注したこと自体に合理性が無いとまでは言えないものの、結果的に不適切な取引を発見できなかった点につきましては、コンプライアンス上の重大な問題と認識しています。

これに伴い当社は、当該取引による過年度決算への影響額を調査し、過年度の決算を訂正するとともに、平成 20 年 3 月期から平成 25 年 3 月期第 3 四半期までの有価証券報告書、半期報告書及び四半期報告書について訂正報告書を提出しました。

これらの事実は、このような不適切な取引が未然防止あるいは発見できなかった点において、役職員のコンプライアンス意識が希薄であったこと、装置システム部における受注承認や与信管理、取引先の業況確認といった管理体制が十分に機能していなかったこと及びモニタリングが不十分であったことによるものです。

以上のことから、当社の全社的な内部統制及び業務プロセスに関する内部統制に開示すべき重要な不備があったため、当該不適切取引が防止されず、かつ発見に遅れを生じさせたものと認識しています。

なお、上記事実は当事業年度末日後に発覚したため、当該不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。

当社は財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、社内調査委員会の調査結果及び提言を踏まえて以下の再発防止策を講じます。

- (1) 全役員、全社員のコンプライアンス意識の向上
- (2) 社内諸規程、手順書の整備
- (3) 社内管理体制の見直しと受注承認プロセスの見直し
- (4) 内部監査機能の強化

以上